

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和8年3月31日 7川港経第510号

(通則)

第1条 川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎港コンテナターミナルにおいて水素燃料電池換装型荷役機械等を導入し、「川崎港港湾脱炭素化推進計画」に基づき、川崎港の脱炭素化を推進することで、2050年カーボンニュートラルポートの形成に貢献するとともに、荷主や船会社等から選ばれ続ける港になることを目的として、川崎港コンテナターミナルにおいて水素燃料電池換装型荷役機械等を導入する事業者等に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 「水素燃料電池換装型荷役機械」とは、ディーゼルエンジンを将来的に水素燃料電池に換装することが出来るものを指し、水素燃料電池を動力源として稼働することで温室効果ガスを排出しない荷役機械のことをいう。
- (2) 「荷役機械」とは、タイヤ式門型クレーン（Rubber Tired Gantry crane）のことで、本船荷役のためにヤードと構内トレーラーとの間や外来トレーラーによる搬出入のためにヤードと外来トレーラーの間のコンテナ受渡しといったヤード内荷役を行う機械のことをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、将来の川崎港における水素需要創出に寄与するため、以下の荷役機械を導入する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、既存荷役機械の改良は、補助対象事業に含めないものとする。

(1) 川崎港コンテナターミナルにおいて使用する水素燃料電池への換装が可能な荷役機械

(2) 川崎港コンテナターミナルにおいて使用する水素エネルギーで稼働する荷役機械

2 前項に定める事業は、補助金を交付した効果が相当程度の期間持続すると見込めなければならない。

(補助対象者)

第5条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象経費）

第6条 この補助金の対象となる経費は、第4条に認められた補助対象事業について、市長が適当と認めた事業に係る別表1に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 税制上、補助金は消費税の課税対象とならないことから、補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

（補助率及び補助金上限額）

第7条 この補助金は、川崎市の予算の範囲内で交付するものとし、荷役機械1台当たりの補助金の額は、補助対象経費から本補助金以外の国や県、市又は区町村等から交付決定がなされた、又はなされる予定の補助額等を差し引いた補助対象者負担額の2分の1、かつ1億5千万円を上限とする。

- 2 算出された額の合計に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- 3 補助対象事業が複数年度にわたる場合においても、荷役機械1台当たりの補助金の総額は、第1項に定める上限額を超えないものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に、第2項に定める書類を添えて、別に定める受付期間内かつ事業着手の30日前までに、市長に申請するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式別紙1）
- (2) 経費所要額調（別表第1号様式別紙2）及び関係書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 補助対象事業の実施にあたり、やむを得ない理由により、補助金の交付申請日から交付決定までの間に事業の着手が必要な場合は、事前着手承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、第1項の補助金交付申請書と併せて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、第8条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、申請の内容が適正であると認めたときは、川崎市の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 補助金の額は、第7条に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。

3 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定事業者」という。）に通知する。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業の目的を達成するため、交付決定事業者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 本要綱並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって第4条の補助対象事業により取得した荷役機械を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでの間、川崎港コンテナターミナルにおいて、新たに導入した荷役機械を継続して稼働させること。ただし、第23条第1項の規定に基づき、市長の承認を受けたものについてはこの限りではない。

(3) 交付決定事業者は、川崎港における温室効果ガスの削減及び新たに導入した荷役機械における水素エネルギーの導入又は利用に向けて積極的に取り組むこと。

(4) 市長が第18条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

(5) 市長が第19条第1項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は市長が指定する期日までに返還するとともに、第20条第1項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第1項の規定に基づき延滞金を納付すること。

(6) 交付決定事業者は、市長が補助対象事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

(補助金の交付申請の撤回)

第11条 交付決定事業者が第10条第4項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助対象事業の内容等の変更又は中止等)

第12 条 交付決定事業者は、第9条第4項の規定による補助金の交付決定後の事情の変更により次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 補助対象事業に要する経費を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、川崎市の予算の範囲内でこれを承認する。なお、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請内容に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

3 市長は、前項の承認をしたときは変更・中止承認通知書（別記第6号様式）により、第1項の申請をした交付決定事業者へ通知する。

(事故報告)

第13 条 交付決定事業者は、補助対象事業が予定内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(補助対象事業の遂行の指示)

第14 条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告等)

第15 条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助対象事業の中止等の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（別記第7号様式）を作成し、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第7号様式別紙1）
- (2) 経費所要額実績報告書（別表第7号様式別紙2）及び関係書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の決定に係る会計年度の終了時に、補助対象事業が完了していないときは、状況報告書（別記第7の2号様式）を作成し、必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により速やかに交付決定事業者に通知する。

(是正のための措置)

第17 条 市長は、前条の規定による調査等の結果、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとることを命じるものとする。

2 第14 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(補助金の支払い及び請求)

第18 条 市長は、第15 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 交付決定事業者は、補助金の支払を受けるため、第15 条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第9号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払わなければならない。

(決定の取消し)

第19 条 市長は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の決定の内容（第12条の変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1 項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記第10 号様式）により当該交付決定事業者に通知する。

(補助金の返還)

第20 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている

ときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第21 条 市長が、前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第22 条 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第23 条 交付決定事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限及び処分等に伴う収入の納付)

第24 条 補助対象事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、第2条の規定に定めるこの補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 交付決定事業者が前項の規定により市長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることができ

る。

(財産管理)

第25 条 交付決定事業者は、補助対象事業により取得した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿の整理)

第26 条 交付決定事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業により取得した財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）で定めている耐用年数を経過するまで（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後の5 年間）保存しておかなければならない。

(事業成果の調査及び公表)

第27 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、交付決定事業者名、取組内容等を公表することができるものとする。

(その他)

第28 条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施及び補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8 年4 月1 日から施行する。

別表 1 補助対象経費（第 6 条関係）

事 項	内 容
補助対象経費	(1) 荷役機械本体の購入経費 (2) その他補助対象事業の目的と照らし市が必要と認める費用
補助対象外経費	(1) 本事業に係る人件費 (2) 本事業以外に係る費用と明確に区別ができない経費（荷役機械本体以外の設備費用、移送などに要する役務費等） (3) 補助対象（使途、単価、規模等）の確認ができない経費 (4) 事務費などの間接経費（振込手数料、収入印紙代等） (5) 消費税及び地方消費税 (6) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

別記第1号様式

令和 年 月 日

川崎市長 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者職・氏名

印

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付申請書

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金の交付について、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1 令和8年度補助申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書【別記第1号様式 別紙1】
- (2) 経費所要額調【別記第1号様式 別紙2】
- (3) 誓約書【別記第2号様式】
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 事業報告書及び決算書類
直近決算期の事業者単体の貸借対照表及び損益計算書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 会社概要（パンフレット等）
- (8) その他必要となる書類

令和 年 月 日

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業
事業計画書

1. 事業主体

○代表企業

企業名		
事 務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	〒 ー
	電話・FAX	
	E-mail	

○共同申請者（単独申請の場合は記載不要）

共同申請者名（1）		
事 務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	〒 ー
	電話・FAX	
	E-mail	
共同申請者名（2）		
事 務 連絡先	所属・役職名	
	担当者名	
	住所	〒 ー
	電話・FAX	
	E-mail	

（注 1） 共同申請者欄は適宜欄を追加して下さい。

2. 事業期間

事業期間	令和 年 月 ～令和 年 月
------	----------------

3. 事業概要

○実施（導入）場所

住所	
実施場所	

(注1) 設置場所のわかる平面図や地図を添付して下さい。

○事業の概要

〔背景・経緯〕	
〔事業の内容〕	

○RTGの概要

※RTG の概要を記入

(注1) 対象事業の要件に適合しているかが明らかになるように、将来的に水素燃料により稼働するR
TGであることを示す仕様書等の資料を添付して下さい。

- (注2) 導入するRTGに関する詳細な説明、技術的な特徴、仕様、規模、数量等を記入して下さい。
必要に応じて根拠資料等を添付してください。
- (注3) 適宜枠を広げて記載してください。

○補助対象事業の実施体制

(1) 事業の実施に当たり、RTGの導入・運用（維持管理を含む）を事業主体以外の事業者が行う場合、事業主体とそれら事業者との関係性を示して下さい。

(注) JV等により設立した民間事業者を事業主体又は導入・運用を行う事業者とすることを予定している場合、以下の項目等、当該民間事業者の概要が分かる内容について、応募時点において予定している範囲で記載して下さい。

- ・商号、設立年月日、資本金の額、株主構成及び出資割合

(2) 事業主体について、補助対象施設と同種又は類似施設の導入・運用に係る実績を記載して下さい。

(注) 実績については、整備・運用を委託等により実施している場合、当該業務の概要が分かる資料も併せて添付して下さい。

○開始予定日及び完了予定日

開始予定年月日	令和 年 月 日
全体計画完了予定年月日	令和 年 月 日
RTG の稼働予定時期	令和 年 月 日

(注1) 稼働予定時期が複数年度にわたる場合は行を追加して下さい。

○導入に係るスケジュール

項 目	工 程															
	●年度				●年度				●年度				●年度			

- (注1) 計画に合わせて適宜欄を追加下さい。
- (注2) 発注、契約、支払、納入等の期間がわかるよう記入してください。別紙とすることも可能です。
- (注3) 複数台導入を見込む場合は、それぞれ記載して下さい。それぞれの手続きが全て同時期の場合は、まとめて記載して構いません。

4. 事業効果

本事業により導入する荷役機械により見込まれる CO2 削減効果とその算出根拠について、導入機器毎に記載して下さい。

事業実施前については、直近の年間実績が望ましいですが、直近実績が不明の場合は、燃料使用実績等を把握できている年度を記載し、計算して下さい。

【CO2 削減効果の算定根拠】

事業実施前の CO2 排出量	
事業実施後の CO2 排出量	

※排出係数や燃料法等算定方式を記載して下さい。

【CO2 削減効果】

項 目	効 果 等	
事業実施前の CO2 排出量		t-CO2/年
事業実施後の CO2 排出量		t-CO2/年
CO2 削減量		t-CO2/年
CO2 削減率		%

※数値は小数点第2位を四捨五入して記載して下さい。

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金 経費所要額調

事業者名 : _____

導入場所 : _____

(単位:円)								備考
番号	名称	補助事業に要する経費	補助対象外経費 (要綱別表1参照)	補助対象経費	本補助金以外の国や県、 市又は区町村等から交付 決定がなされた、又はなさ れる予定の補助額等	補助対象経費から国補助 額等を差し引いた額	補助金交付申請額 補助率1/2 (1,000円未満切捨) もしくは上限1.5億円	
		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E=C-D)	(F =E*1/2)	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
合計			0	0			0	

(注) 1 導入する荷役機械1台ごとに入力してください。
2 単価算出の基礎資料(見積書等)を、別添として添付してください。
3 本補助金以外の国や県、市又は区町村等から交付決定がなされた、又はなされる予定の補助額等が明示された資料を添付してください。
4 「補助対象経費」欄(C)、「補助対象経費から国補助額等を差し引いた額」欄(E)及び「補助金交付額」欄(F)は自動計算されますので、入力しないでください。

誓 約 書

川 崎 市 長 殿

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金実施要綱第8条の規定に基づく本事業への申請を行うに当たり、当該申請により費用の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第19条の規定により費用の交付決定の取消し、又は同要綱第20条の規定により既に交付した費用の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、上記の者ではないことを確認するため、本様式に記載されたすべての者の個人情報について、川崎市が神奈川県警察本部に照会することに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記第2号様式

[illegible]

※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。
別記第3号様式

令和 年 月 日

川崎市長 殿

申請者
所在地
名称
代表者職・氏名 印

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金
事前着手承認申請書

標記補助事業の実施にあたり事前着手が必要なため、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 着手予定年月日
- 2 事前着手の理由

注) 1 着手予定年月日は、詳細に記入し、着手内容、それを裏付ける資料等を添付してください。
2 本事業を実施するにあたり、交付決定以前に着手することが真にやむを得ないと判断される理由（必要性）について記入してください。
3 本申請により、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。また、事前着手承認前に着手した事業については、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

承認日

住 所

会 社 名

代表者職・氏名 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付については、川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、審査を行った結果、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長名

記

- 1 補助事業の内容を変更又は中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- 3 補助金額は次のとおりとします。但し、事業の内容を変更する場合において、補助金額が変更されるときは、別に通知します。

金 _____ 円
- 4 この交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるとき、申請の撤回をすることができる期限は、当該通知受領後14日以内とします。

別記第5号様式

令和 年 月 日

川崎市長 殿

申請者

所在地

名称

代表者職・氏名

印

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業
(変更・中止) 承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定のあった川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金について、下記のとおり変更・中止したいので、申請します。

記

1 交付決定額 金 円

2 変更・中止の内容

3 変更・中止の理由

所 在 地

名 称

代表者職・氏名 様

補助金交付決定事業変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付決定事業の変更・中止については、川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、審査を行った結果、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日

川崎市長 名

指 令 番 号	年 月 日付け川崎市指令 第 号
---------	------------------

令和 年 月 日

川崎市長 殿

申請者

所在地

名称

代表者職・氏名

印

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定のあった川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金に係る事業の実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

(1) 川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金事業報告書【別記第7号様式別紙1】

(2) 川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金経費所要額実績報告書【別記第7号様式別紙2】

(3) 補助対象経費の確認資料（写しも可）

- ☐ 事業実施に係る契約の仕様書
- ☐ 事業実施に係る契約の契約書又は請書
- ☐ 当該年度の契約履行を示す書類（納品書、検査書、引渡書等）
- ☐ 事業実施に関する写真（実施状況が分かるもの）
- ☐ 契約の履行に対する支出関係書類（請求書、口座振込受付書控、領収書）

3 事務担当者欄

所 属			
氏 名			
住 所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

令和 年 月 日

川崎市長 殿

申請者

所在地

名称

代表者職・氏名

印

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金状況報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定のあった川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金に係る事業の実施状況について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第1号様式（別紙1））又は経費所要額調（別記第1号様式（別紙2））に変更がある場合は、変更後の内容を記載したもの
- (2) 現在の進捗等が分かる資料
- (3) 直近の納税証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産））

3 事務担当者欄

所 属			
氏 名			
住 所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

**川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金
事業報告書**

1. 事業名 川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業

2. 事業の概要

[事業の内容]

3. 導入、稼働状況

4. 今後の FC 化に向けた検討、取組状況等

川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金 経費所要額実績報告書

事業者名 : _____

導入場所 : _____

(単位:円)								備考
番号	名称	補助事業に要する経費	補助対象外経費 (要綱別表1参照)	補助対象経費	本補助金以外の国や県、 市又は区町村等から 交付済み、又は交付予定 の補助額等	補助対象経費から国補助 額等を差し引いた額	補助金交付額 補助率1/2 (1,000円未満切捨) もしくは上限1.5億円	
		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E=C-D)	(F =E*1/2)	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
				0		0	0	
合計			0	0			0	

(注) 1 導入する荷役機械1台ごとに入力してください。
2 単価算出の基礎資料(納品書、請求書、領収書の写し等、その価額を証する資料)を、別添として添付してください。
3 本補助金以外の国や県、市又は区町村等から交付済み、又は交付予定の補助額等が明示された資料を添付してください。
4 「補助対象経費」欄(C)、「補助対象経費から国補助額等を差し引いた額」欄(E)及び「補助金交付額」欄(F)は自動計算されますので、入力しないでください。

住 所

会 社 名

代表者職・氏名 様

補 助 金 交 付 額 確 定 通 知 書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定した補助金については、年 月 日付けの実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、川崎港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付要綱第16条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長名

記

確定額 金 _____ 円

- 4 この交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるとき、申請の撤回をすることができる期限は、当該通知受領後14日以内とします。

請 求 書

請求金額 金 _____ 円

年 月 日付 第 号により額の確定通知のあった川崎港における水
素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金について、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

川崎市長 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者職・氏名 印

振込先

金融機関		支 店	
預金種別	普通 当座	口座番号	
コウザメイギ 口座名義			

担当者連絡先 所属
氏名
電話
e-mail

住 所

会 社 名

代表者職・氏名 様

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、川崎港における水素燃料電池
換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付要綱第19条第の規定により、年 月 日
付け川崎市指令 第 号で交付決定した内容を下記の通り取り消したので通知する。

年 月 日

川崎市長名

記

1 交付決定額と取消額

交付決定額	円
取 消 額	円

2 取消の理由